

日本語通訳ビジネス科 修学上のきまりと諸手続き

[授 業 日]

月曜日から金曜日までの週 5 日とする。

[授 業 時 間]

午前 9 時 10 分始業時刻とする。

授業時間は原則として次の通りとする。

1 時限 9 時 10 分～10 時 00 分

2 時限 10 時 10 分～11 時 00 分

3 時限 11 時 10 分～12 時 00 分

昼休み 12 時 00 分～1 時 00 分

4 時限 1 時 00 分～1 時 50 分

5 時限 2 時 00 分～2 時 50 分

※6 時限 3 時 00 分～3 時 50 分 (※自由選択科目の履修者のみ)

* 学生は 9 時までに着席し、授業を受ける準備をする。

* 教室の使用は原則として午後 5 時までとする。午後 5 時以降の使用を希望する場合は、事前に担任に申し出て許可を得なければならない。

[遅 刻 ・ 早 退]

20 分以上の遅刻・早退は、1 授業時間数の欠席とみなす。

20 分未満の遅刻・早退は、3 回で 1 授業時間数の欠席とみなす。

* 授業時間中に一時退出した場合も遅刻・欠席とみなす。

* 自然災害や人身事故などで交通機関に混乱が生じた場合は遅刻を許容する時間を学校が決定する。状況によっては欠席扱いとしない場合もある。

[届 ・ 願]

(1) 欠席届

3 日以上 2 か月以内の欠席をする場合は、欠席届 (本校所定) を教務部に届け出ること。

ただし、病気による欠席は別に医師の診断書を添付すること。

(2) 公欠願

次の各号のいずれかに該当する者は、公欠願 (本校所定) の提出により公欠を認め出席扱いとする。

公欠願 (本校所定) は、必要事項を記入の上、証明書類を添付して担任・研究室長 (主任教授) の印をもらい、欠席最終日翌日から原則として 1 週間以内に教務部に提出すること。

① 結婚／本人	7日
2 親等以内の親族	1日
② 忌引／1 親等の親族、配偶者、同居中の配偶者の父母	7日
2 親等	5日
3 親等、配偶者の父母、配偶者の兄弟姉妹	3日

*遠距離（海外含む）の場合は、別に往復日数（通常2日）を加算する。

*土、日、祭日は上記日数に含む。

③ 日時を指定された、大学への出願・入試および就職活動の際の試験や面接等（2年次のみ）

④ 感染症に罹患した場合

学校保健安全法施行規則に規定された感染症に罹患した場合のみ。すべての感染症が公欠になるわけではないので、担任または教務部に確認すること。

⑤ 入国管理局での在留期間更新手続き

担任に相談し、認められれば午後1時以降は公欠を認める。入管のサイトで申請日時を予約できるので授業に支障のないように行くこと。

⑥ 本校が特に正当な理由と認めた場合

(3) 休学願

病気その他やむを得ない事情により2か月以上1か年以内の休学をする場合は、休学願（本校所定）に、学生証を添えて教務部に提出し、学校長の許可を得ること。ただし、病気による場合は別に医師の診断書を添付すること。

(4) 復学願

復学する場合は、復学の1か月前までに、復学願（本校所定）を教務部に提出し、学校長の許可を得なければならない。ただし、病気により休学をしていた場合は、医師の診断書を添付すること。

その後、教務部の指示により学費を納入した後に、復学することができる。

※在留資格が「留学」の学生は、復学時に在留資格認定証を取得する必要があるため、復学の5か月前までに復学の意思を学校に伝え、必要資料の準備を始めること。

(5) 退学届

修学不可能な場合は退学届（本校所定）に学生証を添えて教務部に提出し、学校長の許可を得ること。

添付書類は次の通りとする。

- ① 他校進学の場合・・・進学先の「入学許可書」の写し
- ② 就職の場合・・・雇用契約書類／（留学生のみ）在留カード（就労ビザ）の写し
- ③ 病気の場合・・・医師の診断書
- ④ 帰国の場合（留学生のみ）・・・出国・入国スタンプが押されたパスポートページの
写真（証明ステッカーの写真も可）・穴の空いた在留カードの写真

※④は帰国後にメール等で提出する

(6) 追試験願

追試験を受ける場合は、追試験前に追試験願（本校所定）に追試験料を添えて教務部に提出し、受験票を受け取ること。

(7) 再試験願

再試験を受ける場合は、再試験前に再試験願（本校所定）に再試験料を添えて教務部に提出し、受験票を受け取ること。

- * (1) ～ (3) の手続きが必要な学生は、担任に休みを申し出てから手続きをすること。
- * (5) の手続きが必要な学生は、担任に申し出てから手続きをすること。
- * (6) (7) の手続は、担任からの指示を受けてから手続きをすること。

[除 籍]

次の各号に該当する者は除籍とする。

- (1) 正当な理由がなく1か月以上連続して欠席した者
- (2) 出席が不良で、指導しても改善が認められない者
- (3) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (4) 素行不良で改善の見込みのない者
- (5) 学校の秩序を著しく乱し、学生の本分に違反したと認められる者
- (6) 正当な理由なく、前後期各納入指定日より3か月以上学費を滞納した者

[証明書の交付]

証明書の交付を受けるときは、教務部で所定の用紙に必要事項を記入し、下記の手数料の証紙を貼って、交付申請手続きを行う。交付日は申請翌日から3日後、ただし英文証明書は2週間後・健康診断書は5日後（土、日、祭日を除く）となるので早めに申請すること。

在 学 証 明 書	200 円
成 績 ・ 出 席 証 明 書	200 円
卒 業 見 込 証 明 書	200 円
卒 業 証 明 書	200 円
在 籍 期 間 証 明 書	200 円
推 薦 書	300 円
そ の 他 の 証 明 書	300 円
英 文 の 証 明 書	500 円
健 康 診 断 証 明 書	500 円

* 卒業見込み証明書は卒業年次の11月から発行することができる。

* 出席率が不足しているために卒業できないことが判明している場合は、卒業見込証明書を発行することができない。

* 証明書の内容によっては発行に通常の交付日より時間がかかることもある。

[諸手続き手順]

- (1) 各証明書、学割の発行

- 学生から申請➡教務部で作成・発行➡学生にお渡し
- (2) 各証明書のうち推薦書および他校用紙による証明書
(担任に申出後) 学生から申請➡教務部で確認・受付・発行➡学生にお渡し
- (3) 公欠願、欠席届、休学願、退学届
(担任に申出後) 学生から申請➡教務部で記入指導
➡学生が担任教員の印をもらいに研究室へ➡学生から教務部に提出
- (4) 復学願
学生から申し出➡教務部で記入指導
- (5) 追試験願／再試験願
(担任からの指示後) 学生から申請➡教務部で記入指導
➡学生が担任教員の印をもらいに研究室へ➡学生から教務部に提出➡学生は受験票(届出用紙の半券)をもって試験の教室へ

[変 更 届]

下記の変更があった場合は、教務部に届け出ること。

- (1) 本人の住所変更・・・住所変更届(電話番号含む)を提出すること。
※留学生は在留カードの両面をコピーし提出すること
- (2) 本人の氏名変更・・・氏名変更届を提出すること。
※留学生は在留カード・パスポートのコピーも併せて提出すること
- (3) 保護者／保証人の住所変更
・・・住所変更届(電話番号含む)を提出すること。
- (4) 保証人の変更(留学生のみ)・・・保証人変更届を提出すること。

[学 生 証]

学生証は本校の学生であることを証明する大切な証明書なので、学生は常に携帯し、汚したり、紛失したりしないよう心掛けること。万一、学生証を紛失したときは、他人に悪用される恐れがあるため、すみやかに教務部に届けて、再発行の手続きをすること。再発行の手料は2,000円。※留学生の氏名は、国籍にかかわらず英文表記となる。

[学 割 証]

学割証(学校学生・生徒旅客運賃割引証)の交付を受けるときは、所定の申請用紙に必要事項を記入の上、学生証(写真添付のもの)を提示して教務部へ申し込むこと。

学割証の有効期間は発行日より3か月間(ただし、卒業年次の学割証の有効期限は3月31日)

使用上の注意:

- ・JRで片道100キロメートルを超えて旅行する場合に有効。
- ・1年間に一人10枚まで利用することができる。
- ・学割証によって請求した割引普通乗車券は、この学割証の記名者以外の者は使用できない

い。

[通学証明書]

JR・私鉄・バス等の通学定期券は、学生証と通学証明書を提示することによって購入できる。

* 学生証の裏に貼ってある「通学定期乗車券発行控」に通学区間と住所を記入すると、通学証明書の代わりになる。

[定期健康診断]

年に1回（4月）学校保健安全法に定められた定期健康診断を実施する。
健康診断ではX線撮影と内科検診等を行う。

[教務部事務取扱時間]

月曜日～金曜日：午前9時～午後5時（祝日・学園創立記念日を除く）

電話番号 03-3299-2011

日本語通訳ビジネス科 成績評価と卒業に関するきまり

[テスト]

第1条 試験は以下のとおり実施する。

- (1) 小テスト
- (2) 前期期末試験・後期期末試験
- (3) 追試験（該当者のみ）
- (4) 再試験（該当者のみ）

[単位認定]

第2条 各科目 50分授業 15回を1単位とする。

[成績評価]

第3条 成績評価は科目ごとの試験成績・課題の評価を総合して決定する。

成績評価の基準は次のとおりとする。

【専門科目】

- S……100点～90点
- A…… 89点～80点
- B…… 79点～70点
- C…… 69点～60点
- F…… 59点以下

注：C以上は単位認定、Fは不合格とする。

【特別科目／自由選択科目】

- P…… 出席率 80%以上
- F…… 出席率 80%未満

注：Pは単位認定、Fは不合格とする。

[進級]

第4条 進級資格は次のとおりとする。

- (1) 入学から1年次2月末日までの出席率が80%以上であること。
- (2) 履修した必修専門科目、必修選択科目の期末試験を受験し、成績評価がC以上であること。
- (3) 1年次に57単位以上を取得すること。

[進級資格喪失]

第5条 次の者は進級資格喪失となる。

- (1) 入学から1年次2月末日までの出席率が80%未満の者。
- (2) 履修した必修専門科目、必修選択科目の単位にF評価がある者。
- (3) 1年次の取得単位が57単位未満の者。
- (4) 期末試験未受験の者。

[卒業]

第6条 卒業資格は次のとおりとする。

- (1) 2年次始業から2年次2月末日までの出席率が80%以上であること。
- (2) 履修した必修専門科目、必修選択科目の期末試験を受験し、成績評価がC以上であること。
- (3) 2年次に57単位以上を取得すること。

[卒業資格喪失]

第7条 次の者は卒業資格喪失となる。

- (1) 2年次始業から2年次2月末日までの出席率が80%未満の者。
- (2) 履修した必修専門科目、必修選択科目の単位にF評価がある者。
- (3) 2年次の取得単位が57単位未満の者。
- (4) 期末試験未受験の者。

[専門士（語学専門課程）]

第8条 卒業条件を満たす者に、卒業と同時に専門士（語学専門課程）の称号を付与する。

[追試験]

第9条 以下のいずれかの理由によって第1条（2）のテストを受験できなかった者は、第11条の手続きを経ることによって、追試験が認められる。

追試験での成績は、第3条に定める試験の成績と同様、その得点をもって評価する。

追試験の手続きは第11条に準じる。

- （1） 病気、けが（診療明細書、領収書、薬の処方箋等、病院からもらった書類のコピー添付。診断書も可。）
- （2） 公欠の場合
- （3） その他、学校長が正当と認めた場合

[再試験]

第10条 第1条に定めるテスト及び第9条に定める追試験において不合格であった者は、再試験を受験しなくてはならない。

再試験の得点は上限を60%と評価し、60%未満の得点は不合格とする。

再々試験は行わない。

[追試験手続]

第11条 追試験を受験する者は、所定の用紙に下記の試験料を添えて教務部に提出し、受験票を試験監督に提出することによって試験を受けることができる。ただし、出席扱いとはならない。

追試験料は1科目1,000円とする。*感染症等公欠の場合は、手数料は発生しない。

[再試験手続]

第12条 再試験を受験する者は、所定の用紙に下記の試験料を添えて教務部に提出し、受験票を試験監督に提出することによって試験を受けることができる。ただし、出席扱いとはならない。

再試験料は1科目1,000円とする。

[試験の不正行為]

第13条 第1条に掲げた試験および単位認定に関わる課題に不正行為ありと認められた者は、その科目の成績評価は0点とする。

日本語通訳ビジネス科 BIL 学生生活マニュアル

授業について

[遅刻・欠席などについて]

- ① 留学生活ではセルフコントロールが大事です。
特に朝は毎日のように電車が遅れますが、駅でもらえる遅延証明は認めないので、電車が遅れていても間に合う時間に家を出るようにしてください。
ただし、台風などの自然災害や人身事故などにより 30 分以上の遅延があった場合、事情を確認し出席と認めます。(名前と路線を書いて提出)
また、授業の途中で離席し長時間戻って来なければ、仮に体調不良等によるトイレ等であっても「遅刻」「早退」または「欠席」となります。
- ② 病気・事故・個人的な用事など、どんな理由でも授業を休めば「欠席」になります。
- ③ 欠席するときは必ず学校(担任)に連絡をしなければいけませんが、連絡しても「欠席」であることには変わりはありません。ただし、学校保健安全法で定められた感染症(インフルエンザなど)は登校禁止になるため(欠席ではなく)出席の扱いになります。所定の届出には証明書が必要になります。
- ④ 結婚、忌引き、2 年次での就職活動などで休む場合、「欠席」ではなく「公欠」になります。日本語通訳ビジネス科の「修学上のきまりと諸手続き」の公欠に該当する人は、所定の書類を準備して届け出てください。
- ⑤ 教務部では現状の出席状況のみを教えることができます。「あと何日休んでも大丈夫ですか？」などの質問に答えることはできません。

[授業やテストについて]

- ① 出席率が 80%未満の人は、卒業資格喪失となります。
出席率は 1 時限ごとに計算するので、1 日休むと 5 時限欠席したことになります。
留学ビザの更新など、出席率に関する入国管理局の審査が厳しくなっています。常に 90%以上を心がけるようにしてください。
- ② 授業中に指示された課題は、必ず期限を守って提出してください。
- ③ 学校で勉強した日本語を使って、クラスメイトとは同じ国の人とでもいつも日本語で話すようにしましょう。また、学校だけでは日本人と話すチャンスが少ないので、学校の外での交流の機会などに主体的に参加しましょう。
- ④ スマートフォンやタブレットの通知やメッセージは授業の妨げになる場合があります。「集中モード」を使用するなど授業に集中できる設定にしてください。辞書機能は教員の許可があれば使用出来ます。
- ⑤ 授業の教室風景や板書、スクリーンなどを許可なく写真に撮ることは禁止です。メモの代わりに板書やスクリーンを撮影したい場合は教員の許可を得てください。ブログや SNS などにクラスメイトや教師、授業風景などの写真や動画を本人の許可なく投稿することは肖像権侵害などの問題があるのでしてはいけません。

- ⑥ 授業中に配布されるプリント類をなくした場合は、自費で再コピーしなければなりません。自分の責任でプリント類を整理し、なくさないように注意してください。
- ⑦ テストおよび課題に不正行為ありと認められた場合は、0点になります。
- ⑧ テストや課題などの総合点が合格点に達していなかった場合、再試験となります。単位がとれないと進級、卒業ができなくなるのでしっかり勉強して必ず受けてください。

[教科書購入について]

購入するテキスト類については学科オリエンテーション、または授業内で指示があります。

通学について

[自動車・バイクでの通学禁止について]

本学園では、自動車・バイクによる通学を禁止しています。

学園内あるいは路上に駐車をすると、通行の妨げになり、他人に迷惑をかけることとなりますので絶対にしないようにしてください。

[自転車の利用について]

文化学園の駐輪場を利用する場合は、必ず教務部の許可を得なければなりません。また、自転車を買ったら必ず、防犯登録をしなければなりません。

また、日本では自転車にも道路交通法による罰則が科せられます。さらに、通学中であるか否かにかかわらず、自転車による事故で被害者がいる場合、治療費や慰謝料等を請求される事案が多くみられます。自転車に乗る場合は道路交通法を遵守し、また必ず自転車用の保険に必ず加入してください。

[交通事故について]

交通事故は、事故発生後すぐに警察に報告する義務があります。交通事故に遭ってしまったら、「急いでいるから」「大したことないから」と考えずに、まず警察に事故発生を連絡して警察官の立会いを求めてください。そして、相手の住所・氏名・電話番号を必ず確認してください。

自分や相手が負傷した場合には、そのときは大ケガに感じられなくても、時間が経つと痛みが激しくなったり、後遺症が残ることもあるので、必ず病院に行き診断・治療を受けることが必要です。

喫煙ルールについて

H館跡地に喫煙所が設置されています。喫煙所の利用者は、注意事項・喫煙ルール等を厳守して使用してください。

禁酒について

本学園では、学園内でお酒を飲むこと、学校に持って来ることを禁止しています。ノンアルコール飲料も禁止です。

防犯について

[貴重品の盗難について]

学園内で盗難がしばしば発生しています。学園としては、その防止につとめていますが、必ずしも成果があがっていません。そこで各自が以下の事項について常時十分に注意してください。

1. パソコン教室、CALL 教室等での授業の時は貴重品を携行しましょう。
2. かばんや財布、スマートフォンなどを教室の机や、トイレの棚などに置いたまま離れないようにしましょう。
3. 万一、盗難にあったら、ただちに教務部に届け出てください。

[宗教の勧誘禁止について]

学内での宗教の勧誘は禁止です。学内で宗教の勧誘を受けた場合は、クラス担任教員か教務部に連絡をしてください。

健康管理について

意義ある学生生活を送るためには、健康が大切です。本校では、学生の健康管理に細心の注意を払うよう努力していますが、健康維持は、まず本人の努力によるところが多いのは、言うまでもありません。規則正しい生活を心がけましょう。

本校には健康管理センター（A 館 4 階）があります。健康管理センターでは急な病気やけがの応急処置および病院の紹介などを行っています。遠慮なく相談してください。

また、学生生活支援室もあります。学生生活支援室には「なんでも相談室」、「だれでも談話室」、「学習サポート塾」などの各種相談窓口があり、将来の進路や日常生活の悩み、心の健康、学習面の相談まで、幅広く相談に応じているので、不安があれば気楽に利用してください。

学内美化について

学園内の教室やパソコン室、CALL 教室などは BIL の学生が使用する場ですから、「汚さず、散らかさず」を心がけてください。教科書やプリントなどは必ず持って帰ってください。なお、日本では、ゴミは種類によって分別して捨てることになっています。本学園でもゴミ箱がそれぞれ分けられていますので指示に従ってください。

異文化交流について

この学校にはいろいろな国・地域出身の学生がいて、それぞれ文化や習慣、宗教などが違います。お互いに違いを理解し合い、尊重しあって、楽しく勉強してください。日本での生活は、みなさんの文化や習慣と違う部分があると思いますが、なるべく早く慣れて、勉強に集中できるように頑張ってください。

その他、困ったことは何でも教務部のスタッフ、担任に相談してください。